

財政健全化法における指標

－ 全ての指標で早期健全化基準を大きく下回りました －

○財政健全化判断比率と
公営企業の資金不足比率

○財政健全化判断比率と
公営企業の資金不足比率の対象について

指標	平成22年度	平成23年度
実質赤字比率		
一般会計の収支等が赤字の場合に数値が計上されます(赤字ではないため、該当しません)。	－	－
	早期健全化	15.00%
	財政再生	20.00%

連結実質赤字比率	平成22年度	平成23年度
すべての会計の収支の合計が赤字の場合に数値が計上されます(赤字ではないため、該当しません)。	－	－
	早期健全化	20.00%
	財政再生	35.00%

実質公債費比率	平成22年度	平成23年度
一般会計が負担する町債の元利償還金の額により数値が上がる比率です。	9.0%	8.5%
	早期健全化	25.00%
	財政再生	35.00%

将来負担比率	平成22年度	平成23年度
松田町が将来負担すべき債務を町の財政規模(一般会計など)で除算し、比率で表したものです。	88.5%	81.1%
	早期健全化	350.0%
	財政再生	－

資金不足比率	平成22年度	平成23年度
上水道・簡易水道・下水道事業会計の資金不足割合から経営状況をみる比率です(資金不足は発生していないため、該当しません)。	－	－
	早期健全化	20.0%
	財政再生	－

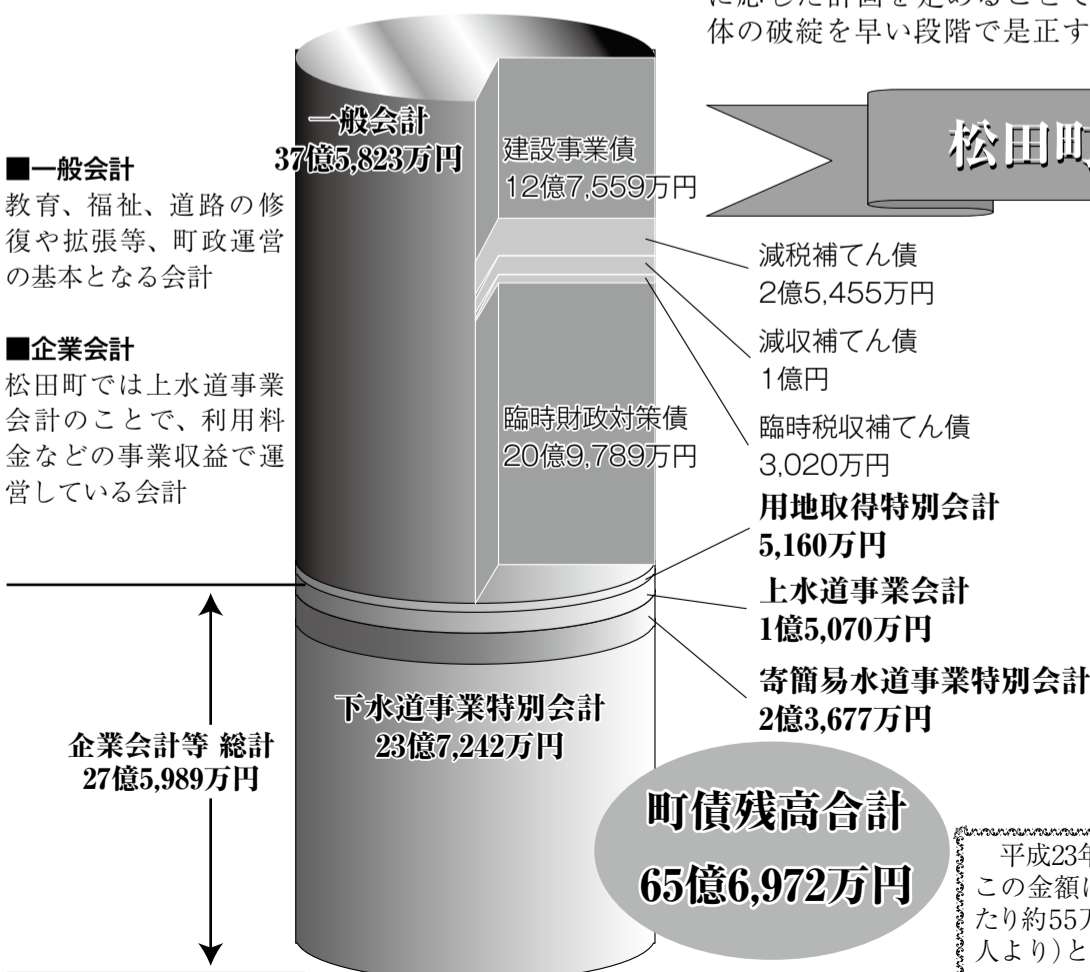
*赤字となっていませんので国の表記の方法に従い赤字でないという意味で「－」と表記しています。
 なお、実質比率は6.92%、連結実質比率は19.15%の黒字幅となっています。

一般会計等		一般会計	比	実質赤字率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		用地取得特別会計					
特別会計	公営事業会計	国民健康保険特別会計					
		国民健康保険診療所特別会計					
		介護保険事業特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
	公営企業会計	上水道事業会計	資金不足比率(会計ごと)				
		寄簡易水道事業特別会計					
		下水道事業特別会計					
	一部事務組合	足柄消防組合、足柄上衛生組合、足柄東部清掃組合など					
	第三セクター	(有)みやまの里					

財政健全化法と松田町

財政健全化とは、平成19年6月に制定された財政健全化法に基づき、各市町村がすべての会計(一般会計や国民健康保険等の特別会計、上水道の企業会計)の財政状況を把握し、自治体の財政力を総合的に判断する制度です。この制度では、左表の健全化判断比率から国の定める早期健全化基準を超える場合には、財政健全化計画を策定、再生判断比率(健全化判断比率のうち「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」の3つ)のいずれかが国の定めた財政再生基準を超える場合には財政再生計画を定めなければなりません。財政状況に応じた計画を定めることで、自治体の破綻を早い段階で是正すること

を大きな目的としています。
 平成23年度における町の財政健全化判断比率並びに資金不足比率については、前年度までと同様に判断比率等を大きく下回る比率となりました。
 実質公債費比率については、過去に借り入れた町債の償還金と新規に借り入れる町債の均衡を考慮し、計画的に借入を行った結果、前年度よりも0.5ポイント減の8.5%となりました。
 将来負担比率についても、町債の計画的な償還を行っていることが町の将来負担すべき債務を減らしたことと、財政調整基金を積み立てたことにより、前年度対比7.4ポイントの大幅な減となりました。



松田町の町債について

役場などの公共施設の建設には、多くの資金を必要とします。また、これらの施設は、建設後、長期間にわたり町民のみなさんが利用できるものです。
 このようなことから、その年の町税などの歳入だけではまかなうことが難しい比較的大きな事業に対して、国や銀行などから借り入れる資金が町債です。
 平成23年度における一般会計の町債としては、交通安全施設等整備事業に645万円、動物村施設整備事業に670万円、大寺地域集会施設建設事業に620万円、中里地内道路整備事業に2,100万円の借り入れをしました。また、このほかに、地方交付税の一部を補てんするための臨時財政対策債2億8,550万円の借り入れを行いました。

平成23年度における町債の残高合計は65億6,972万円でした。この金額は松田町の住民1人当たり換算しますと、1人当たり約55万7千円(平成24年3月31日住民基本台帳人口11,787人より)となります。